

平成31年度入札・契約制度の改正及び運用の見直し等について

1 入札違算に関するガイドラインの策定

競争入札における透明性を更に向上させるため、入札違算（設計図書における単価の適用、数量等による設計金額の誤り）が判明した場合の原則的な取扱いを定めるガイドラインを策定します。

2 同一入札の参加制限の緩和

入札公告において、公正な競争環境の確保のため、兼任する役員を置く2者が同一入札に参加することを禁止していますが、国土交通省の例に準じ、この制限の対象から社外取締役を除外します。

3 社会保険未加入対策の簡素化

入札公告において、「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入」を入札参加資格として設定してきましたが、平成30年度からの業者登録の要件化や、同年7月からの下請の社保加入の努力義務化等の取組を踏まえ廃止します。

4 等級格付における年間平均施工高の集計期間の延長

近年のランク発注件数と事業者数などを踏まえ、現行の5年7箇月間を6年7箇月間に延長します。

5 等級格付における「上位等級※への格付」の条件に「局での履行実績」を新設

適正な施工による公共工事の品質確保等のため、「上位等級への格付」に際し、「現格付等級以上」での契約実績（格付判定基準日から6年7月前の初日までの間での実績を予定）を要件とすることとします。

※ 「等級」とはA, B, C, D, Eの各等級を言う。したがって、等級を「C1とC2」等に細分化している場合、「C1」の業者の「C2」での契約実績等は現格付等級での実績となる。

6 舗装工事の入札参加条件の見直し

近年の登録業者数の急増などを踏まえ、一定規模以上の舗装工事への入札参加に当たっては、当局での履行実績を求めることとします。

7 実施時期

上記1から3まで及び6については、平成31年4月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

上記4は平成31年度の等級格付から、上記5は平成32年度の等級格付から適用します。